

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
①町教育行政の基本方針を決定すること。	○残す（法律の位置づけ）	教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。	○	○	—
②学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。	○残す（法律の位置づけ）	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。	○	○	—
③教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。	○残す	—	—	議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。	—
④教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。	○残す（法律の位置づけ）	教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。	○	○	—
⑤教育委員会告示を行うこと。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—
⑥教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織等に関し、協議を行うこと。	×削除（宮代独自）	—	—	—	—

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
⑦教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。	○残す（法律の位置づけ）	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	○	○	-
⑧県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。	○残す	-	-	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他進退について埼玉県教育委員会に内申すること。	○
⑨県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	○残す	-	-	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	○
⑩県費負担教職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	△一部改正 人事の一般方針を定めること。	-	-	人事の一般方針を定めること。	○
⑪教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	×削除（現状に合わせる）	-	-	-	校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること。

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
⑫教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。	○残す	—	委員会の附属機関の委員の任免を行うこと。	○	○
⑬教育委員会の附属機関に対し諮問を行うこと。	×削除（宮代独自）	—	—	—	—
⑭教育委員会表彰を行うこと。	○残す	—	委員会表彰を行うこと。	○	—
⑮学校その他の教育機関の敷地を選定すること。	×削除（③議案への意見申出に集約）	—	—	—	委員会が所管する施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
⑯1件200万円以上の教育財産の取得を申し出ること。	×削除（③議案への意見申出に集約）	—	—	—	1件1,500万円以上の教育財産の取得及び処分の申出をすること。
⑰1件200万円以上の教育行政の主な工事についての基本計画を策定すること。	×削除（③議案への意見申出に集約）	—	—	—	1件1,500万円以上の工事の計画を策定すること。
⑱学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。	○残す	—	学齢児童・生徒の就学すべき学区の設定又は変更をすること。	○	○

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
⑱教科書図書の採択を行うこと。	○残す	—	教科用図書の採択に関すること。	○	—
⑳学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学及び転学に関する事務を行うこと。ただし、就学すべき学校の指定に関する事務を除く。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—
㉑小学校等に就学させるべき者の健康診断の実施及び治療の勧告、保健上必要な助言の措置を行うこと。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—
㉒就学困難な児童及び生徒に係わる就学奨励について、国の補助を受けるべき児童又は生徒の保護者を認定すること。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—
㉓学校給食費(学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する経費をいう。)を定めること。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
②4文化財の指定及び解除等を行うこと。	○残す	—	文化財の指定又は解除に関すること。	○	○
②5教育委員会の所管及び教育委員会の附属する機関の開催する催物の主催、共催、後援を行うこと。	×削除（事務手続きのため）	—	—	—	—
—	○追加（法律の位置づけ） 点検及び評価に関すること。	点検及び評価に関すること。	○	○	—
—	—	—	人事の基本方針を定めること。	—	—
—	—	—	—	法第29条に規定する意見の申出に関すること。 （歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合）	—
—	—	—	—	教育予算の見積りを決定すること。	—

【別冊資料2】教育委員会権限事務の委任等比較資料

宮代町	改定案	法律	さいたま市	越谷市	春日部市
-	-	-	-	教育委員会が保有する公文書の公開等を行うこと。	-
-	-	-	-	教育委員会が保有する保有個人情報の開示等を行うこと。	-
-	-	-	-	-	教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。